

令和7年度



三次市予算

一般・特別会計

令和 7 年度三次市各会計予算目次

令和 7 年度三次市一般会計予算	1
令和 7 年度三次市国民健康保険特別会計予算	13
令和 7 年度三次市診療所特別会計予算	21
令和 7 年度三次市介護保険特別会計予算	27
令和 7 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算	35
令和 7 年度三次市土地取得特別会計予算	41

三次市一般会計

議案第 3 号

令和 7 年度三次市一般会計予算

令和 7 年度三次市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 39,570,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、6,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		7,029,126
	1 市民税	2,784,790
	2 固定資産税	3,350,092
	3 軽自動車税	238,998
	4 市たばこ税	374,697
	5 特別土地保有税	1
	6 都市計画税	277,181
	7 入湯税	3,367
2 地方譲与税		528,504
	1 地方揮発油譲与税	102,258
	2 自動車重量譲与税	341,637
	3 森林環境譲与税	84,609
3 利子割交付金		5,978
	1 利子割交付金	5,978
4 配当割交付金		41,387
	1 配当割交付金	41,387
5 株式等譲渡所得割交付金		61,391
	1 株式等譲渡所得割交付金	61,391
6 法人事業税交付金		147,630
	1 法人事業税交付金	147,630
7 地方消費税交付金		1,317,702
	1 地方消費税交付金	1,317,702
8 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
9 環境性能割交付金		77,773
	1 環境性能割交付金	77,773

(単位：千円)

款	項	金額
10 地方特例交付金		47,568
	1 地方特例交付金	47,568
11 地方交付税		14,475,159
	1 地方交付税	14,475,159
12 交通安全対策特別交付金		6,977
	1 交通安全対策特別交付金	6,977
13 分担金及び負担金		297,079
	1 分担金	84,545
	2 負担金	212,534
14 使用料及び手数料		275,638
	1 使用料	210,002
	2 手数料	65,636
15 国庫支出金		4,014,092
	1 国庫負担金	2,488,384
	2 国庫補助金	1,485,558
	3 委託金	40,150
16 県支出金		2,902,263
	1 県負担金	1,097,955
	2 県補助金	1,570,496
	3 委託金	233,812
17 財産収入		298,104
	1 財産運用収入	191,733
	2 財産売却収入	106,371
18 寄附金		195,002
	1 寄附金	195,002
19 繰入金		1,814,537

(歳 出)

款	項	金 額
1 議会費		262,345
	1 議会費	262,345
2 総務費		6,113,240
	1 総務管理費	5,455,532
	2 徴税費	316,183
	3 戸籍住民基本台帳費	143,655
	4 選挙費	121,131
	5 統計調査費	39,171
	6 監査委員費	37,568
3 民生費		10,778,918
	1 社会福祉費	6,107,278
	2 児童福祉費	4,046,952
	3 生活保護費	624,688
4 衛生費		3,199,013
	1 保健衛生費	1,374,633
	2 清掃費	1,133,506
	3 上水道費	690,874
5 労働費		204,693
	1 労働諸費	204,693
6 農林水産業費		2,035,851
	1 農業費	1,108,653
	2 耕地費	496,796
	3 林業費	430,402
7 商工費		743,341
	1 商工費	743,341
8 土木費		3,577,010

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 土木管理費	276,533
	2 道路橋梁費	1,993,378
	3 河川費	58,133
	4 都市計画費	1,114,972
	5 住宅費	133,994
9 消防費		2,630,346
	1 消防費	2,630,346
10 教育費		4,076,745
	1 教育総務費	2,206,101
	2 小学校費	420,402
	3 中学校費	194,751
	4 幼稚園費	116,621
	5 社会教育費	571,546
	6 保健体育費	541,315
	7 学校保健費	26,009
11 災害復旧費		285,416
	1 農林水産施設災害復旧費	181,516
	2 土木施設災害復旧費	103,900
12 公債費		5,633,082
	1 公債費	5,633,082
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出 合 計		39,570,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
指定管理者制度を導入する施設に係る指定管理料	協定に定める期間	協定に定める額
市議会だより制作業務	令和7年度から 令和9年度まで	8,300千円
市議会会議録作成委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	2,700千円
議会中継委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	4,700千円
自然災害対策融資資金利子補給補助金	令和7年度から 令和12年度まで	令和7年度融資資金に対する利子補給額
自然災害対策工事資金貸付に係る取扱金融機関に対する損失補償	令和7年度から 令和12年度まで	各金融機関が貸し付けた額に対して受けた損失額
広報配布委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	20,800千円
市役所ほっとニュース制作放映委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	7,700千円
ケーブルテレビ設備改修事業	令和7年度から 令和8年度まで	97,000千円
ケーブルテレビ光回線終端装置調達事業	令和7年度から 令和8年度まで	9,500千円
市民バス運行委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	55,300千円
高齢者運転免許自主返納支援事業	令和7年度から 令和9年度まで	1,200千円
土地評価替えに伴う路線価比準委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	12,200千円
障害者福祉タクシー等利用助成事業	令和7年度から 令和8年度まで	4,000千円
保育所給食配送委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	1,900千円
保育所児童送迎委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	4,200千円
休日夜間急患センター運営事業	令和7年度から 令和8年度まで	30,000千円
甲奴健康づくりセンター運営委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	23,200千円
排水設備改造資金に対する利子補給	令和7年度から 令和12年度まで	令和7年度融資資金に対する利子補給額

事 項	期 間	限 度 額
排水設備改造資金貸付に係る取扱金融機関に対する損失補償	令和7年度から 令和12年度まで	各金融機関が貸し付けた 額に対して受けた損失額
一般廃棄物家庭ごみ収集運搬委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	290,300千円
公共施設ごみ収集運搬委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	10,000千円
廃棄物再生処理委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	76,000千円
三次環境クリーンセンター焼却施設等運転管理委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	183,600千円
三次環境クリーンセンター交通整理委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	1,600千円
下荒瀬最終処分場埋立処理委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	12,000千円
下荒瀬最終処分場施設運転管理委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	19,400千円
農業振興資金利子補給	令和7年度から 令和16年度まで	令和7年度融資資金に対 する利子補給額
地籍調査委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	31,900千円
商工業振興資金利子補給	令和7年度から 令和8年度まで	令和7年度融資資金に対 する利子補給額
商工業預託融資に係る広島県信用保証協会に対する損失補償	令和7年度から 令和16年度まで	広島県信用保証協会が 債務の保証により受けた 損失額
道路橋梁路面保全委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	75,000千円
道路照明保全委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	5,000千円
橋梁整備事業(宗祐・和田跨線橋)	令和7年度から 令和8年度まで	230,000千円
排水ポンプ場長寿命化整備事業	令和7年度から 令和8年度まで	120,000千円
三次版学校ICTサポート事業	令和7年度から 令和8年度まで	8,000千円
外国語指導助手派遣委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	54,900千円
小学校用タブレット端末更新事業	令和7年度から 令和8年度まで	72,000千円

事 項	期 間	限 度 額
十日市小学校等改築事業	令和7年度から 令和8年度まで	373,000千円
スクール・通所便運行委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	131,000千円
学校給食配送委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	8,200千円
学校給食調理委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	17,700千円

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共施設等整備事業	67,500	普通貸借又は証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により繰上償還をし、又は償還年限を短縮し、若しくは低利償に借換えをすることができ
地域情報化推進事業	192,700			
地域振興施設整備事業	1,900			
過疎地域持続的発展事業	247,400			
社会福祉施設整備事業	22,800			
保育所整備事業	128,200			
浄化槽設置整備事業	23,800			
病院事業会計繰出	120,300			
診療所特別会計繰出	10,800			
塵芥処理施設整備事業	138,100			
水道事業出資	391,000			
水道事業会計繰出	71,300			
耕地事業	46,200			
広域営農団地農道事業	15,000			
林道整備事業	72,000			
小規模崩壊地復旧事業	4,900			
公有林整備事業	5,800			
道路橋梁維持事業	51,300			
道路新設改良事業	774,700			
橋梁新設改良事業	123,700			
河川災害防止対策事業	51,300			
都市公園等整備事業	5,100			
下水道事業会計繰出	207,600			
消防施設等整備事業	1,072,900			
水防施設等整備事業	46,800			
防災対策事業	2,300			
学校施設整備事業	1,247,800			
文化施設整備事業	9,200			
現年災害農地復旧事業	4,100			
過年災害農地復旧事業	3,000			
現年災害農業施設復旧事業	4,100			
過年災害農業施設復旧事業	24,000			
現年災害林業施設復旧事業	400			
現年災害公共土木復旧事業	11,200			
過年災害公共土木復旧事業	23,600			
現年災害単独土木復旧事業	12,100			

三次市国民健康保険特別会計

議案第 4 号

令和 7 年度三次市国民健康保険特別会計予算

令和 7 年度三次市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,252,892 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は、100,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)		(単位：千円)
款	項	金 額
1 国民健康保険税		907,929
	1 国民健康保険税	907,929
2 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
3 県支出金		3,862,915
	1 県補助金	3,862,915
4 財産収入		64
	1 財産運用収入	64
5 繰入金		481,100
	1 他会計繰入金	481,100
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		882
	1 延滞金加算金及び過料	183
	2 雑入	699
歳 入 合 計		5,252,892

21 国民健康保険特別会計

(歳 出)		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		75,764
	1 総務管理費	71,433
	2 徴税費	4,140
	3 運営協議会費	191
2 保険給付費		3,716,566
	1 療養諸費	3,222,400
	2 高額療養費	480,300
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	11,505
	5 葬祭諸費	2,160
3 国民健康保険事業費納付金	6 傷病手当金	1
		1,326,146
	1 医療給付費分	956,500
	2 後期高齢者支援金等分	287,053
4 共同事業拠出金	3 介護納付金分	82,593
		1
5 財政安定化基金拠出金	1 共同事業拠出金	1
		1
6 保健事業費	1 財政安定化基金拠出金	1
		120,649
	1 保健事業費	34,666
7 基金積立金	2 特定健康診査等事業費	85,983
		64
8 諸支出金	1 基金積立金	64
		3,691
歳 出 合 計		3,691

21 国民健康保険特別会計

[illegible]

事 項	期 間	限 度 額
健診のしおり作成業務	令和7年度から 令和8年度まで	1,400千円

三次市診療所特別会計

議案第 5 号

令和 7 年度三次市診療所特別会計予算

令和 7 年度三次市の診療所特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 303,773 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)		(単位：千円)
款	項	金 額
1 診療収入		226,772
	1 外来収入	219,656
	2 その他の診療収入	7,116
2 使用料及び手数料		1,789
	1 手数料	1,789
3 財産収入		394
	1 財産運用収入	394
4 繰入金		69,147
	1 基金繰入金	51,962
	2 他会計繰入金	6,385
	3 一般会計繰入金	10,800
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		5,670
	1 雑入	5,670
歳 入 合 計		303,773

22 診療所特別会計

(歳 出)		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		233,215
	1 施設管理費	233,215
2 医業費		68,557
	1 医業費	68,557
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳 出 合 計		303,773

22 診療所特別会計

三次市介護保険特別会計

議案第 6 号

令和 7 年度三次市介護保険特別会計予算

令和 7 年度三次市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,846,939 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 7 年 2 月 21 日提出

三次市長 福岡 誠志

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)		(単位：千円)
款	項	金 額
1 保険料		1,201,215
	1 介護保険料	1,201,215
2 使用料及び手数料		739
	1 手数料	739
3 国庫支出金		1,724,443
	1 国庫負担金	1,126,287
	2 国庫補助金	598,156
4 支払基金交付金		1,765,661
	1 支払基金交付金	1,765,661
5 県支出金		984,069
	1 県負担金	925,608
	2 県補助金	58,461
6 財産収入		220
	1 財産運用収入	220
7 繰入金		1,170,456
	1 一般会計繰入金	1,042,700
	2 基金繰入金	127,756
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		135
	1 延滞金加算金及び過料	11
	2 雑入	124
歳 入 合 計		6,846,939

24 介護保険特別会計

(歳 出)		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		129,355
	1 総務管理費	57,940
	2 徴税費	3,917
	3 介護認定審査会費	67,498
2 保険給付費		6,313,523
	1 介護サービス等諸費	5,835,952
	2 介護予防サービス等諸費	220,244
	3 高額介護サービス等費	103,018
	4 高額医療合算介護サービス等費	17,195
	5 特定入所者介護サービス等費	132,171
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		397,196
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	187,081
	2 一般介護予防事業費	38,249
	3 包括的支援事業費	140,564
	4 任意事業費	30,679
	5 その他諸費	623
5 保健福祉事業費		3,092
	1 保健福祉事業費	3,092
6 基金積立金		220
	1 基金積立金	220

24 介護保険特別会計

[illegible]

事 項	期 間	限 度 額
高齢者トレーニング委託業務	令和7年度から 令和8年度まで	4,500千円

三次市後期高齢者医療特別会計

議案第 7 号

令和 7 年度三次市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度三次市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1,028,793千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)		(単位：千円)
款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		769,735
	1 後期高齢者医療保険料	769,735
2 繰入金		257,644
	1 一般会計繰入金	257,644
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		1,413
	1 延滞金加算金及び過料	11
	2 償還金及び還付加算金	1,400
	3 雑入	2
歳 入 合 計		1,028,793

25 後期高齢者医療特別会計

(歳 出)		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		2,836
	1 総務管理費	226
	2 徴収費	2,610
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,023,557
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,023,557
3 諸支出金		1,400
	1 償還金及び還付加算金	1,400
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		1,028,793

25 後期高齢者医療特別会計

三次市土地取得特別会計

議案第 8 号

令和 7 年度三次市土地取得特別会計予算

令和 7 年度三次市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9,303 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

三次市長 福 岡 誠 志

第1表 歳入歳出予算

(歳 入)		(単位：千円)
款	項	金 額
1 財産収入		688
	1 財産運用収入	688
2 繰入金		8,615
	1 他会計繰入金	8,615
歳 入 合 計		9,303

27 土地取得特別会計

(歳 出)		(単位：千円)
款	項	金 額
1 総務費		688
	1 総務管理費	688
2 公債費		8,615
	1 公債費	8,615
歳 出 合 計		9,303

27 土地取得特別会計